

令和5年第4回区議会定例会

議案説明資料 (追加提案分②)

※議案第97号については資料なし

(議案第92号)

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年10月11日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を3,722円、率で0.98%下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.65月とするものである。

区では、こうした状況を踏まえて、本年10月31日に区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等について、特別職報酬等審議会に諮問したところ、同年11月22日に答申がなされた。

答申の内容は、区の財政状況及び特別区人事委員会の勧告等の内容等を総合的に勘案した結果、区長等の給料月額及び議員報酬月額については、一般の職員の給料月額の改定率が級及び号給ごとに異なることを踏まえ、部長級の職員と同水準の0.3%引き上げるとともに、期末手当については、その年間の支給月額を0.1月引き上げることが妥当である、とするものである。

区では、この答申を受け、検討した結果、区長等の給与及び議員報酬等を答申どおり改定することとした。

このことに伴い、区長等の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する4件の条例の改正を条建てで行うとともに、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、8条建てとする。

<改正の概要>

- 1 区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額並びに区議会議員の議員報酬月額を0.3%引き上げる。(杉並区長等の給与等に関する条例別表第1、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例別表、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条及び杉並区監査委員の給与等に関する条例第2条)

2 区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.13月とするとともに、区議会議員の期末手当の年間の支給月数を0.1月引き上げ、3.88月とする。（杉並区長等の給与等に関する条例第5条、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第8条、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第8条及び杉並区監査委員の給与等に関する条例第4条）

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条による期末手当に係る改正は、令和6年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 第1条、第3条、第5条及び第7条による改正後の給料及び議員報酬に係る規定は令和5年11月1日から、期末手当に係る規定は同年12月1日から適用する。（附則第2項）
- 3 必要な経過措置を定める。（附則第3項）

【問合せ先】

人事課 内線1511

(議案第93号)

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年10月11日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を3,722円、率で0.98%下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.65月とした上で、この支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、管理職員以外の職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとするものである。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このこと等に伴い、本区においても、職員の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

- 1 職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.1月、管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ、年間の特別給を4.65月とするとともに、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.05月、定年前再任用短時間勤務管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、年間の特別給を2.45月とする。(第29条及び第30条)
- 2 行政職給料表及び医療職給料表を改定し、給料月額を引き上げる。(別表第1及び別表第2)
- 3 災害派遣手当に係る規定で引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法の条項を改めるほか、同法に基づき派遣された職員に対して支給する手当の名称を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改めること等とする。(第2条及び第32条)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和6年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 第1条による改正後の給料表に係る規定は令和5年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。（附則第2項）
- 3 必要な経過措置を定める。（附則第3項及び第4項）

【問合せ先】

人事課 内線1511

(議案第94号)

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

会計年度任用職員の期末手当については、常勤職員との権衡等を踏まえて定めることが適当であるとされているところ、特別区においては、常勤職員と同じ支給月数の期末手当を支給することとしている。

本年10月11日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、勧告の内容は、民間の支給状況を勘案し、常勤職員の特別給の年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.65月とした上で、この支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとするものであった。

特別区においては、このことを踏まえて慎重に検討を進めた結果、会計年度任用職員については、令和5年度に限り、常勤職員の勤勉手当の支給月数の引上げ分と同じ月数を期末手当に割り振ることとした。

また、地方自治法の一部が改正され、パートタイム会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することができることとされたこと等を踏まえ、特別区においては、会計年度任用職員に対して、令和6年度から勤勉手当を支給することとした。

このこと等に伴い、本区においても、会計年度任用職員の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

- 1 常勤職員に適用される給料表の給料月額が改定された場合における会計年度任用職員の給与の改定の実施時期については、「杉並区職員の給与に関する条例」等の適用を受ける職員の例によること等とする。(第3条)
- 2 令和5年度に限り、会計年度任用職員の期末手当の年間の支給月数を0.1月引き上げ、2.50月とする。(第16条及び第30条)
- 3 会計年度任用職員に対して、令和6年度から勤勉手当を支給すること等とする。(第2条、第14条、第15条、第16条の2、第28条、第2

9 条及び第 30 条の 2)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、第 2 条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 第 1 条による改正後の期末手当に係る規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。(附則第 2 項)
- 3 必要な経過措置を定める。(附則第 3 項)

【問合せ先】

人事課 内線 1 5 1 1

(議案第 95 号)

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年10月11日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を3,722円、率で0.98%下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.65月とした上で、この支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、管理職員以外の職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとするものである。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、一般の職員の給与改定と同様に、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

- 1 職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.1月、管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ、年間の特別給を4.65月とするとともに、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.05月、定年前再任用短時間勤務管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、年間の特別給を2.45月とする。(第27条及び第30条)
- 2 幼稚園教育職員給料表を改定し、給料月額を引き上げる。(別表第1)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和6年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 第1条による改正後の給料表に係る規定は令和5年4月1日から、期末

手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。（附則第2項）

3 必要な経過措置を定める。（附則第3項及び第4項）

【問合せ先】

庶務課 内線1601

(議案第96号)

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」では、職員の特別給について、年間の支給月数を0.1月引き上げ、引き上げ分については、管理職員以外の職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしている。

また、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当であるとされたところである。

東京都の教育職員の給与については、本年10月13日に、東京都人事委員会から都知事等に対し報告及び勧告が行われ、その内容は、職員の給与が民間従業員の給与を3,569円、率で0.88%下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定することとするものであった。

区では、これらのことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、学校教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

<改正の概要>

- 1 職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.1月、管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ、年間の特別給を4.65月とするとともに、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.05月、定年前再任用短時間勤務管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、年間の特別給を2.45月とする。(第29条及び第32条)
- 2 学校教育職員給料表を改定し、給料月額を引き上げる。(別表第2)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。ただし、第2条による期末手当及び勤勉手当に

係る改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（附則第 1 項）

- 2 第 1 条による改正後の給料表に係る規定は令和 5 年 4 月 1 日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年 1 2 月 1 日から適用する。（附則第 2 項）
- 3 必要な経過措置を定める。（附則第 3 項及び第 4 項）

【問合せ先】

庶務課 内線 1 6 0 1